

令和5年第11回豊山町教育委員会定例会会議録

1 開催日時 令和5年11月10日(金) 午前9時30分から午前10時55分まで

2 開催場所 豊山町役場 会議室3・4

3 出席者 教育長 北川昌宏

教育長職務代理者 小出正文

教育委員 後藤明美

教育委員 志水千鶴

欠席者 教育委員 鈴木森晶

説明のため出席した職員

事務局長 安藤憲司

学校教育課長 菊地智行

生涯学習課長 栗山直樹

教育専門員 小坂井美衣

書記 学校教育グループ 川原美香

4 傍聴者 なし

5 議題 日程第1 前回会議録の承認

日程第2 教育長の報告

日程第3 付議案件

(1) 議案第30号 令和6年度教職員定期人事異動方針について

(2) 報告第1号 令和6年度豊山町一般会計当初予算編成方針について

(3) 報告第2号 令和5年度第1回豊山町学校給食アレルギー対応検討委員会の報告について

(4) 報告第3号 令和5年度第1回豊山町生涯学習推進審議会の報告について

(5) 報告第4号 愛知万博メモリアル第16回愛知県市町村対抗駅伝競走大会への参加について

て
(6) 報告第5号 令和5年度少年野球教室の開催について
て

日程第4 その他

6 議事内容

開会の宣告（午前9時30分）

教 育 長 : ただいまから、令和5年第11回豊山町教育委員会定例会を開会します。

【日程第1 前回会議録の承認】

教 育 長 : 議事に入ります前に、お手元に配布されております、令和5年10月2日に開催いたしました令和5年第10回豊山町教育委員会定例会の会議録は、このとおり承認してよろしいですか。

（「異議なし」の声）

教 育 長 : 第10回豊山町教育委員会定例会の会議録は、承認をいたしますので、閉会後に委員の皆様のご署名をお願いします。

【日程第2 教育長の報告】

教 育 長 : 11月に入っても全国各地で夏日が続くなど、異常気象が日常化しています。そうした中でも子どもたちはコロナ禍から解放され、お陰様で小学校の修学旅行や中学校の文化祭など2学期の学校行事は滞りなく実施されています。

委員の皆様には、去る6日には新栄小学校の学校訪問にご参加いただき、ありがとうございました。タブレット端末の活用、対話を取り入れた授業など先生方の創意工夫を拝見することができました。基本的には一日6時間の授業が行われますが、一科目ごとに教材研究や授業準備をしっかりとしなければならないことを考えますと、勤務時間内に相当密度の濃い仕事をしなければならないことがわかります。子どもたちに知的好奇心を誘発するような、わかりやすく、楽しい授業を行うことは学校の基本です。教員の働き方改革をさらに進める必要がここにあります。

教員の勤務条件をこれまで以上に改善し、授業の質の向上につなげていけたらと改めて思いました。

小 出 委 員 : 志水小学校の学校閉鎖は、どうなりましたか。

事 務 局 長 : 11月8日と9日の2日間休校しましたが、本日から再開しており

ます。

この間の事業報告をいたします。

10月4日に、町内校長会議がありました。

10月15日から16日まで、1泊2日で3小学校の6年生が、修学旅行で京都と奈良に行きました。

10月20日に、豊山中学校文化祭がありました。

10月23日に、町議会総務文教委員会が豊山中学校の視察を行いました。

10月30日に、第10回豊山中学校施設整備基本構想会議を開催しました。

11月2日に、町内校長会議がありました。

11月6日に、新栄小学校の学校訪問を行いました。

11月7日から12日まで、2026年アジア・アジアパラ競技大会フラッグツアーのため、社会教育センター1階ロビーにPRパネル等を展示しています。

【日程第3 付議案件】

教 育 長 : それでは、付議案件に入ります。

「議案第30号 令和6年度教職員定期人事異動方針について」、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 長 : 一説明一

教 育 長 : ただいまの説明について、何かご意見、ご質問はございますか。

小 出 委 員 : 校長先生は、愛知県の名簿に登載された方から登用するとありますが、民間の方が候補者名簿に登載されることはありますか。

教 育 長 : かつて、県立高校で民間人の登用をしたことがありますが、愛知県内では今はありません。

志 水 委 員 : 校長先生とお話をすると、先生の数が全然足りていないと言われていました。志水小学校では、産休に入られている先生が多いが、代わりに入る先生が足りていないそうです。先生になる人自体が減っているのでしょうか。

教 育 長 : 減っています。小学校の教員の倍率は、確か2.2倍だったと思います。先生たちの勤務状況が厳しいといわれ、学生が敬遠する傾向があるようです。

最近では、男性も育児休業を積極的に取っています。しかし、補充する教員が不足しています。深刻な問題です。

後 藤 委 員 : 県の方針に従うことになると思うので、町独自の色を出すのは難し

いですよ。

教 育 長 : 愛知県で任命するため、町独自で何かを行うことはなかなか難しいです。

ご意見等ないようですので、ただいまの議案について、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

教 育 長 : 議案第30号は、原案どおり可決されました。

続いて「報告第1号 令和6年度豊山町一般会計当初予算編成方針について」、事務局の説明を求めます。

事 務 局 長 : —説明—

教 育 長 : ただいまの説明について、何かご意見、ご質問はございますか。

カーボンニュートラルやSDGs等を予算にどのように反映させるというのは、具体的にどういうことでしょうか。

事 務 局 長 : 何か事業を始める際に、こういった視点を意識して予算編成をするように、ということだと認識しております。

教 育 長 : 続いて「報告第2号 令和5年度第1回豊山町学校給食アレルギー対応検討委員会の報告について」、事務局の説明を求めます。

学校教育課長 : —説明—

教 育 長 : ただいまの説明について、何かご意見、ご質問はございますか。

小 出 委 員 : アレルギー対応者数が学校毎に出ていますが、近年増えていますか。

学校教育課長 : 令和3年度以前はわかりませんが、昨年度は豊山小学校12名、新栄小学校6名、志水小学校8名、豊山中学校8名の合計34名でした。傾向としては、あまり変わっていません。

志 水 委 員 : 除去食が卵と乳のみですが、それ以外の食品にアレルギーがある子は、お弁当を持ってきているということですか。

学校教育課長 : 完全弁当の子もいますし、アレルギーが含まれるおかずの代わりにお弁当を持ってきている子もいます。

志 水 委 員 : 除去食というのは、そのメニューが無くなるのか、抜いたものを代わりに出しているのか、どういう対応になりますか。

学校教育課長 : 例えば、かきたま汁の代わりに、卵を除いたすまし汁のようなものを提供しています。

教 育 長 : 実際に食べてみると良いかもしれません。

学校教育課長 : PTAで見学の際に、給食を食べていただくこともできます。

志 水 委 員 : 学校に提案してみます。

後 藤 委 員 : 除去食でも給食費は同じですか。

学校教育課長： 給食費は変わりません。

教 育 長： 続いて「報告第3号 令和5年度第1回豊山町生涯学習推進審議会の報告について」、事務局の説明を求めます。

生涯学習課長： 一説明一

教 育 長： ただいまの説明について、何かご意見、ご質問はございますか。

文化庁やスポーツ庁から文部科学省への提言で、全国の市町村の中学校の部活動を地域に移行していこうというものです。地域に移行する場合、施設や指導者の確保、保護者の負担が増えることへの懸念等、様々な課題があります。

当初は3年間で改革集中期間としていましたが、現在は推進期間に変わり、それぞれの市町村で、やれるところから始めることになりました。

豊山町では、令和4年8月に町長から諮問をいただき、生涯学習を見直すという観点から、中学校の土日の部活動の見直しと、小学校の部活動を段階的にやめることになりました。子どもたちの受皿作りを兼ねて、生涯学習の講座の見直しも行っています。

また、部活動には全国大会等があり、競技ごとに仕組みや時期が様々で、細かい調整が必要になります。模索しながらやっていきます。

志 水 委 員： 試合に出る際に、スポーツ少年団はノウハウがあるからスムーズに移行できる気がします。わくわくくらぶに移行した場合に、試合には出られますか。

生涯学習課長： 今行っているような試合に出ようと思うと、部活動を継続していく必要があります。わくわくくらぶは、あくまでも土日の部活動を無くした際の受け皿です。

志 水 委 員： 試合は、学校で今まで通り行うということですか。

生涯学習課長： 部活動を継続するならば、そうなります。

志 水 委 員： 将来的には、部活動が完全に地域移行しますか。

生涯学習課長： 国の理想はそうですが、学習指導要領に部活動の記載があるため、難しい問題です。

教 育 長： 特に中学校の部活動は、生徒指導面でも教育上大きな効果があります。平日の部活動を無くすことまでには、議論は至っていません。まずは、先生の働き方改革ということで、土日から見直します。

例えば、野球をやったことのない先生が野球部の顧問になった場合、自分でルールを覚え、道具を購入することがあります。

部活動の顧問をやりたくて先生を目指す人がいる一方で、経験したことのない競技の顧問になる場合もあり、とても苦勞される方もいま

す。

地域によっては生徒の数が減って、部活動が編成できない学校もあり、合同でチームを作って大会に出ているところもあります。

教育専門員： 教員の負担量という視点で部活動をとらえるとすると、かなりのウエイトを占めているのは事実です。部活動の顧問になると、用具を全てそろえ、指導するための書籍を読み、審判をするための講習会に行く、ということをして土日に行います。1日練習に参加したり、大会があれば、大会の運営や審判を行いながら、子どもたちの引率をします。

平日だと、午前8時30分から午後4時まで授業をして、午後6時まで部活動の指導を行います。子どもたちが帰るときに下校指導をして、席に戻るのが午後6時30分です。それから、子どもたちのノートや授業のプリントを見ると、午後7時30分になります。それから次の日の授業の準備をすると、帰る時間はさらに遅くなります。やったことのない種目であれば、なおさら負担は大きくなります。

ただ、子どもたちとの距離感や、日常の子どもたちの状況がわかるため、部活動はとても大きな意味を持っています。子どもたちとの関係づくりという点では、とても良いと思います。

一方で、土日の部活動が地域等に移行できれば、本務である授業の準備にかけられる時間を作ることができ、子どもたちにも還元してあげられるのではないかと思います。

後藤委員： 部活動の地域移行は、まだまだ検討が必要だと思います。

わくわくくらぶのプログラムは、アンケートを取って決めていますか。

生涯学習課長： アンケートは取っていませんが、今年から始めた吹奏楽やバスケットボールは、小学校の部活動が無くなったため、部員数がとても多いこともあり、地域で指導者を探しました。来年度の合唱は、ぜひやりたいという指導者の方がいたため、お願いしました。

町民の方からの希望があれば、事務局で指導者を探します。

後藤委員： 小学1年生でもできるものがあると良いと思います。居場所づくりにもつながると思いますので、学校の先生にも聞いていただき、多様なプログラムを用意してもらえるとありがたいです。

生涯学習課長： 来年度は、合唱と、中部大学の学生を指導者として歴史講座を行う予定です。

教育長： 続いて「報告第4号 愛知万博メモリアル第16回愛知県市町村対抗駅伝競走大会への参加について」、事務局の説明を求めます。

生涯学習課長： 一説明一

教 育 長 : ただいまの説明について、何かご意見、ご質問はございますか。
（質疑なし）

教 育 長 : 続いて「報告第5号 令和5年度少年野球教室の開催について」、事務局の説明を求めます。

生涯学習課長 : —説明—

教 育 長 : ただいまの説明について、何かご意見、ご質問はございますか。
（質疑なし）

教 育 長 : その他にご意見等ないようですので、以上で付議案件を終わります。

【日程第4 その他】

教 育 長 : 次に「その他」の事項に入ります。
事務局から、その他で報告事項等がありますか。

学校教育課長 : —連絡事項— 事務連絡（次回定例会の日程）

閉会の宣告（午前10時55分）

教 育 長 : これをもちまして、令和5年第11回豊山町教育委員会定例会を閉会します。

令和5年第11回豊山町教育委員会定例会 次第

日 時：令和5年11月10日（金）

午前9時30分

場 所：豊山町役場3階 会議室3

1 開会の宣告

2 前回会議録の承認

3 教育長の報告

4 付議案件

- | | | |
|-----|--------|-------------------------------------|
| (1) | 議案第30号 | 令和6年度教職員定期人事異動方針について |
| (2) | 報告第1号 | 令和6年度豊山町一般会計当初予算編成方針について |
| (3) | 報告第2号 | 令和5年度第1回豊山町学校給食アレルギー対応検討委員会の報告について |
| (4) | 報告第3号 | 令和5年度第1回豊山町生涯学習推進審議会の報告について |
| (5) | 報告第4号 | 愛知万博メモリアル第16回愛知県市町村対抗駅伝競走大会への参加について |
| (6) | 報告第5号 | 令和5年度少年野球教室の開催について |

5 その他

6 閉会の宣告

議案第30号

令和6年度教職員定期人事異動方針について

令和6年度教職員定期人事異動方針について次のとおり定めることについて、議決を求める。

令和5年11月10日提出

豊山町教育委員会教育長 北川 昌宏

提出理由

この案を提出するのは、教職員の定期人事異動方針を定める必要があるからである。

令和6年度教職員定期人事異動方針

豊山町教育委員会

愛知県教育委員会の「令和6年度教職員定期人事異動方針」に基づいて実施する。

- 1 適材適所を旨として公正かつ適正な異動を行い、年度当初から組織力を発揮できる体制づくりを図る。
- 2 職務経験の多様化や本県公立学校教育の将来を担う人材の育成をねらいとした配置を推進する。
- 3 教職員の意識向上及び職場の活性化を図る。
- 4 校長については、愛知県公立学校長任用候補者選考審査による「愛知県公立小中学校長任用候補者名簿」に登載された者から登用する。
教頭については、愛知県公立学校教頭任用候補者選考審査による「愛知県公立学校教頭任用候補者名簿」に登載された者から登用する。
校長、教頭等への昇任に当たっては、勤務成績が優秀で、かつ、意欲、行動力を有する教職員を男女を問わず登用する。特に、改革意識を持ち、効率的な業務運営を行うための高い経営センスと管理・監督能力を備えた人間性豊かな教職員を登用する。
- 5 教職員の異動については、愛知県教育委員会の「令和6年度教職員定期人事異動実施要領」にしたがって行う。

※ なお、令和6年度の県費負担市町村立学校事務職員並びに学校栄養職員の人事異動方針については、愛知県教育委員会の方針に準ずる。

参考資料

《令和6年度教職員定期人事異動方針》

愛知県教育委員会

県民の信託に応えて本県公立学校教育の一層の充実・振興を図り、一層高度化・複雑化する課題に対して、スピード感を持ってこれに対応できるよう、教職員の意識改革・士気高揚を求め、組織力を向上させるため、次の基本方針に基づいて定期人事異動を実施する。

- 1 適材適所を旨として公正かつ適正な異動を行い、年度当初から組織力を発揮できる体制づくりを図る。
- 2 職務経験の多様化や本県公立学校教育の将来を担う人材の育成をねらいとした配置を推進する。
- 3 全県の視野に立ち、広域にわたる人事をさらに推進し、教職員の意識向上及び職場の活性化を図る。
- 4 特別支援教育の一層の充実や各学校の魅力化の推進や課題解決をねらいとした配置に努める。
- 5 校長、教頭等への昇任に当たっては、厳正かつ公平な審査に基づき、勤務成績が優秀で、かつ、意欲、行動力を有する教職員を男女を問わず登用する。特に、改革意識を持ち、効率的な業務運営を行うための高い経営センスと管理・監督能力を備えた人間性豊かな教職員を登用する。

《令和6年度教職員定期人事異動実施要領》

人事異動方針の実現を図るため、この要領に基づき、異動を実施する。

第1 県立学校関係（省略）

第2 小中学校関係

1 管理職人事

管理職人事の転任及び昇任については、広域的な視野に立って行う。

(1) 転任

学校の円滑かつ正常な運営を期するため、原則として同一校勤務2年未満の者の異動及び校長、教頭の同時異動は行わない。

(2) 昇任

① 校長

愛知県公立学校長任用候補者選考審査による「愛知県公立小中学校長任用候補者名簿」に登載された者から登用する。ただし、特別の事情がある場合のほか、令和6年3月31日における年齢が、57歳以下である者とする。

② 教頭

愛知県公立学校教頭任用候補者選考審査による「愛知県公立学校教頭任用候補者名

簿」に登載された者から登用する。ただし、特別の事情がある場合のほか、令和6年3月31日における年齢が、57歳以下である者とする。

2 教員人事

(1) 転任

学校間の教職員構成の適正化、職務経験の多様化、学校運営の活性化等を旨とし、次の点を配慮して行う。

- ① 広域にわたる人事は、中堅教員を主として、積極的に異動を推進する。
- ② 同一校勤務10年以上の者は、特別の事情のない限り異動を行う。また、新任以来同一校勤務6年以上の者についても同様とする。
- ③ 同一校勤務3年未満の者は、特別の事情のない限り異動の対象としない。
- ④ 小・中学校間の人事交流を活発化し、異なる校種における職務経験をもつように配慮する。
- ⑤ 新設校の教職員構成は、豊かな教職経験と優れた指導力を有する人材を確保するよう特に配慮する。
- ⑥ へき地学校及び分校に勤務する者については、実態をふまえて配慮する。また、特別支援学級担当者についても同様とする。
- ⑦ 異動後の通勤時間は、原則として公共交通機関で片道1時間30分以内となるよう配慮する。
- ⑧ 市町村教育委員会は、校長の意見の申し出があった教職員の内申を行うときは、当該校長の意見を付するものとする。

(2) 新規採用

- ① 新規採用者は、地域間及び学校間の均衡を考慮して、全体的視野に立って配置する。
- ② 新規採用候補者の住所の所在する学区の小学校又は中学校には、特別の事情がある場合を除くほか配置しない。

3 その他の事項

(1) 退職及び降任

- ① 退職勧奨については、別に定める者について行う。
- ② 職務遂行能力の減退した者又はその適性不十分な者については、降任の措置をとることができる。
- ③ 自ら降任を申し出た場合においては、別に定める要領により、本人の申出に基づき降任を認める。

(2) 人事異動の特例

次に掲げる者の人事異動に当たっては、本人の希望その他の状況に留意して実施する。

- ① 身体障害者
- ② 傷病により休職した者で、復職後2年未満の者
- ③ 令和5年度に1月以上にわたる療養休暇を与えられた者で、予後の経過が良くない者

- ④ 現在1月以上にわたる療養休暇を与えられている者
 - ⑤ 令和5年度健康診断による指導区分がB1、B2、C1及びC2の者
 - ⑥ 令和5年度に出産した者、現在妊娠中の者及び育児休業中の者
- (3) 異動の発令月日

退職は令和6年3月31日付け、新規採用、転任及び昇任は令和6年4月1日付けとする。

《令和6年度県費負担市町村立学校事務職員人事異動方針》

県民の信託にこたえ、本県公立学校教育の一層の充実・振興を図り、事務職員の資質向上と効率的な学校運営を図るため、次のことを基本として人事異動を実施する。

- 1 事務職員の能力をより一層発揮させるため、適材を適所に配置する。
- 2 職務経験の多様化や、効率的な人材育成をすすめる配置を行う。
- 3 広域的な視野に立ち、市町村間・教育事務所間の異動を推進する。
- 4 昇任に当たっては、勤務成績が優秀で企画力や管理能力の優れた事務職員、特に責任感、行動力、広い視野を持ち合わせた人材を、男女を問わず登用する。
- 5 市町村教育委員会の内申を尊重する。

《令和6年度県費負担市町村立学校事務職員人事異動実施要領》

人事異動については、この要領に基づき実施する。

1 希望把握

市町村教育委員会においては、校長を通じて事務職員の人事に関する希望を把握し、内申に当たっては、希望事項に配慮すること。

2 広域人事

- (1) 市町村間・教育事務所間の異動に当たっては、地域間における事務職員の年齢・経験年数等の構成が均衡を失することのないよう配慮し、広い視野に立ち広域にわたる人事交流を推進すること。
- (2) 特に、同一市町村で長年にわたり引き続き勤務している事務職員については、計画的に当該市町村外への異動を考慮すること。

3 転任

- (1) 同一校勤務が7年を超える事務職員については、原則として異動を行うこと。
- (2) 同一校勤務が3年に満たない事務職員については、原則として異動は行わないこと。

4 降任

自ら降任を申し出た場合においては、別に定める要領により、本人の申出に基づき降任を認める。

5 新規採用者の配置

新規採用者は、原則として事務職員の複数配置校に配置し、指導・育成が継続して行われ

るよう配慮すること。

6 通勤時間

通勤時間については、原則として片道1時間30分以内となるよう配慮すること。

7 発令期日

退職は3月31日付け、新規採用・転任等は4月1日付けを原則とすること。

《令和6年度県費負担市町村立学校栄養職員人事異動方針》

県民の信託にこたえ、本県公立学校における健康教育の一層の充実・振興を図り、学校栄養職員の資質向上を図るため、次のことを基本として人事異動を実施する。

- 1 学校栄養職員の能力をより一層発揮させるため、適材を適所に配置する。
- 2 職務経験の多様化や、効果的な人材育成をすすめる配置を行う。
- 3 広域的な視野に立ち、市町村間・教育事務所間の異動を推進する。
- 4 昇任に当たっては、勤務成績が優秀で企画力や管理能力の優れた学校栄養職員、特に指導力、責任感、広い視野を持ち合わせた人材を、男女を問わず登用する。
- 5 市町村教育委員会の内申を尊重する。

《令和6年度県費負担市町村立学校栄養職員人事異動実施要領》

人事異動については、この要領に基づき実施する。

1 希望把握

市町村教育委員会においては、校長を通じて学校栄養職員の人事に関する希望を把握し、内申に当たっては、希望事項に配慮すること。

なお、共同調理場に勤務する学校栄養職員の在籍校の校長は、共同調理場の長と意見調整を行うものとする。

2 広域人事

- (1) 市町村間・教育事務所間の異動に当たっては、地域間における学校栄養職員の年齢・経験年数等の構成が均衡を失することのないよう配慮し、広い視野に立ち広域にわたる人事交流を推進すること。
- (2) 特に、同一市町村で長年にわたり引き続き勤務している学校栄養職員については計画的に当該市町村外への異動を考慮すること。

3 転任

- (1) 同一校又は同一共同調理場勤務が7年を超える学校栄養職員については、原則として異動を行うこと。
- (2) 同一校又は同一共同調理場勤務が3年に満たない学校栄養職員については、原則として異動は行わないこと。

4 降任

自ら降任を申し出た場合においては、別に定める要領により、本人の申出に基づき降任を

認める。

5 新規採用者の配置

新規採用者は、原則として学校栄養職員を複数配置する共同調理場に配置し、指導・育成が継続して行われるよう配慮すること。

6 通勤時間

通勤時間については、原則として片道1時間30分以内となるよう配慮すること。

7 発令期日

退職は3月31日付け、新規採用・転任等は4月1日付けを原則とすること。

報告第1号

令和6年度豊山町一般会計当初予算編成方針について

令和5年9月28日付けで、別紙のとおり令和6年度豊山町一般会計当初予算編成方針が豊山町から示されましたので報告します。

令和5年9月28日

各 部 局 長 様

総 務 部 長

令和6年度当初予算編成について（通知）

内閣府が公表した令和5年9月の月例経済報告によれば、我が国の景気は緩やかに回復しており、先行きについても、雇用・所得環境が改善する状況下において、緩やかな回復が続くことが期待される。しかし、世界景気の下揺れが我が国の景気を下押しするリスクがあり、物価上昇、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要があると指摘されている。

町財政を取り巻く状況においては、固定資産税では大規模な設備投資が見込まれないことから減収が予想される一方で、物価高に伴う賃上げの影響や大手法人の業績回復により、個人・法人町民税は増収の見込みであり、町税全体では前年度を上回る見通しである。

しかしながら、燃料費の高騰や原材料の上昇などの影響が見通せないことに加え、今後は臨空第2公園の整備や豊山中学校をはじめとする老朽化した公共施設の大規模な整備が控えており、多額の普通建設事業費が必要となるほか、ここ数年で借り入れた地方債の償還が始まり、公債費が逡増していくことから、大変厳しい状況が続くものと予想される。

こうした中、令和6年度は第5次総合計画前期基本計画の最終年度を迎える。引き続き、SDGsの観点を踏まえ、誰ひとり取り残さないまちづくりの推進を目指すとともに、急速に変化する社会情勢を見据えた施策の実施に向け、環境負荷低減（脱炭素・カーボンニュートラル）をはじめ、少子化対策やDX（デジタルトランスフォーメーション）の推進など、直面する行政課題への的確な対応が求められている。

町としては、多様化する社会ニーズに対応した行政サービスを維持するためには、限られた財源の中で厳格な優先順位付けを行い、真に必要な施設整備や施策を実施していかなければならない。そのためには、厳しい状況が予想される中長期的な財政見通しをすべての職員が認識し、常にコスト意識を持つだけでなく、より積極的な財源確保の取組をこれまで以上に推進する必要がある。

予算編成にあたっては、こうした状況を強く認識したうえで、豊山町第5次総合計画における「まちづくりの重点戦略」について、可能な限り優先的にその財源配分に努めるものとする。また、単に慣例による予算要求ではなく、各部署が主体的かつ責任を持って、創意工夫による歳入確保に一層努めるとともに、歳出全般にわたる精査・見直しを進め、厳しい財政状況においても、歳入歳出の均衡をしっかりと堅持しながら、将来にわたり持続可能な財政基盤の確立を図るものとする。

以上を踏まえ、次のとおり年間予算を編成することとしたので、予算決算会計規則第5条の規定に基づき通知する。

1 基本的事項

(1) 予算要求は、豊山町第5次総合計画基本構想・基本計画、第6次豊山町行政改革大綱やその他の行政計画を踏まえた実施計画のもとに行い、特に以下の方針に従うこと。

- ① 豊山町第5次総合計画における「まちづくり重点目標」「分野別まちづくり目標」「まちづくりの重点戦略」に係るものについては、必ず予算（実施計画）に反映させること。
- ② 各事業においては、5つの視点（カーボンニュートラル、少子化対策、DX推進、人口増加（定住人口・交流人口・関係人口）、コミュニティ推進）を意識のうえ、従来の事業の位置づけを整理するとともに、SDGsのいずれの目標に該当するのかを明らかにすること。
- ③ 新規・拡充事業に係る予算要求にあたっては、単に予算額を増額・追加するのではなく、事業の必要性・有益性を十分に精査するとともに、既存事業のスクラップ・アンド・ビルドを原則とすること。
- ④ 県営名古屋空港を核とした地域振興、例えば就航地間の交流など、町の歳入の底上げにつながるような施策についても事業化に努めること。
- ⑤ 物価高騰による町民生活や町内経済への影響、国・県の動向などを注視し、令和5年度下半期の補正予算による対応等も考慮しながら、令和6年度当初予算案に盛り込む対策を検討し、予算化すること。
- ⑥ 重要・懸案事項、サマーレビューヒアリングの内容を反映させること。

- (2) 実施計画シートの作成にあたっては、「予算要求書等作成事務要領」に従うとともに、特に以下の方針に従うこと。
- ① 「豊山町協働のまちづくり指針」に基づき、住民参画を推進した計画とすること。
 - ② 「豊山町民間委託に関する指針」に基づき、事務事業の点検を行い、民間委託を推進すること。
 - ③ 「豊山町職員環境保全行動指針」に基づき、省資源・省エネルギー等環境対策に取り組むこと。
 - ④ 「豊山町補助金等交付規則」及び「豊山町補助金等交付基準」に基づき、適正な補助金の執行に努めること。
- (3) これまでの議会審議、監査の指摘事項及び各種団体・町民からの要望に十分留意すること。
- (4) 他部局に関連する事業については、必ず事前に関係部局と協議し、調整のうえ予算要求を行うこと。特に、DXに関する事項については、デジタル化推進室と事前に調整のうえ予算要求すること。
- (5) 現年度の予算の執行状況を見極めるとともに、令和4年度の決算分析を行い、特に不用額が生じた理由など歳入・歳出結果を精査した上で予算要求を行うこと。
- (6) 国・県の予算編成や地方財政対策などの動向を積極的に把握し、的確に予算に反映させること。
- (7) 働き方改革を推進するための関係法令に伴い、引き続き、長時間労働の是正や多様で柔軟な働き方の実現などの措置を講ずる必要がある。業務量の削減や合理化、職員間での業務量の偏在性を是正するなど、経費の削減に努めること。

報告第2号

令和5年度第1回豊山町学校給食アレルギー対応検討委員会の報告について

令和5年度第1回豊山町学校給食アレルギー対応検討委員会を開催しましたので、下記のとおり報告します。

記

- 1 開催日時 令和5年9月27日（水） 午前11時～正午
- 2 開催場所 豊山町給食センター2階 研修室
- 3 出席者 豊山町学校給食アレルギー対応検討委員会委員
委員：松永千鶴、伊藤和代、渡邊志保、松久南生
伊藤貴範、山里晴美、上原正子
事務局：北川昌宏 教育長、山下美幸 給食センター所長、
山永五香 学校教育グループ長、川原美香 主任
- 4 欠席者 委員：野崎千佳
- 5 議題 (1) アレルギー除去食提供の実施状況について
(2) 意見交換

6 議事内容【抜粋】

議題 (1) アレルギー除去食提供の実施状況について
(資料に基づき事務局説明)

【主な意見等】

- ・アレルギー除去食の提供者のうち、新1年生は何人か。
→豊山小学校で卵1名、志水小学校で卵1名。
- ・アレルギー除去食の提供は、問題なく実施できているか。
→実施できている。
- ・アレルギー対応のフローチャートについてどう思うか。
→就学時健診で、事前にアレルギーの状況がわかるので助かる。命に係わる問題であり、専門的な知識のある栄養教諭に面談に同席してもらえるのは、とてもありがたい。
- ・ヒヤリハット事例の報告体制をきちんと確保しなければならない。
- ・原因は不明なこともあるが、情報として、夕食の食材に何が入っていたのか、デザートは何なのかを記録して上げてほしい。原因を追究していくわけ

ではなく、次の事故を防ぐための情報提供に役立つことがある。委員会で協議できると良い。

→マニュアルには「学校給食におけるアレルギー対応」とあるが、学校給食の外で起きたことに対する対応の仕方や情報共有の仕方に課題があると感じた。

- ・学校の中では訓練をしていますが、学校の外では想定できていないことがある。「食べる」ということを伴う活動であれば、想定しなければならない。
- ・疲れているときや、今まで食べたことが無いものを食べて、発症することはあり得るので、気を付けなければならない。

議題（2）意見交換

【主な意見等】

- ・アレルギー対応で、最近の事例や参考になる事例があれば紹介してほしい。

→アナフィラキシーは、西春日井地区だけでも8月から現在までで10件程起きており、珍しい事案ではない。

アナフィラキシーは、初期対応が非常に大切である。医師からは、服をめくって皮膚所見を見ると良いと言われた。もし話ができない人でも、蕁麻疹が出ていないかを確認した方が良い。

アレルギー対応の実施状況について

1 令和5年度アレルギー対応者数及び除去食提供者数

(1) アレルギー対応者数

	豊山小	新栄小	志水小	豊山中	合計
対応者数	15	5	7	6	33

(2) 除去食提供者数

	除去食提供者数				
	豊山小	新栄小	志水小	豊山中	合計
卵のみ	4	2	3	1	10
乳のみ	3	0	1	0	4
卵と乳(両方)	0	0	1	1	2
合計	7	2	5	2	16

2 令和5年度アレルギー除去食実施状況

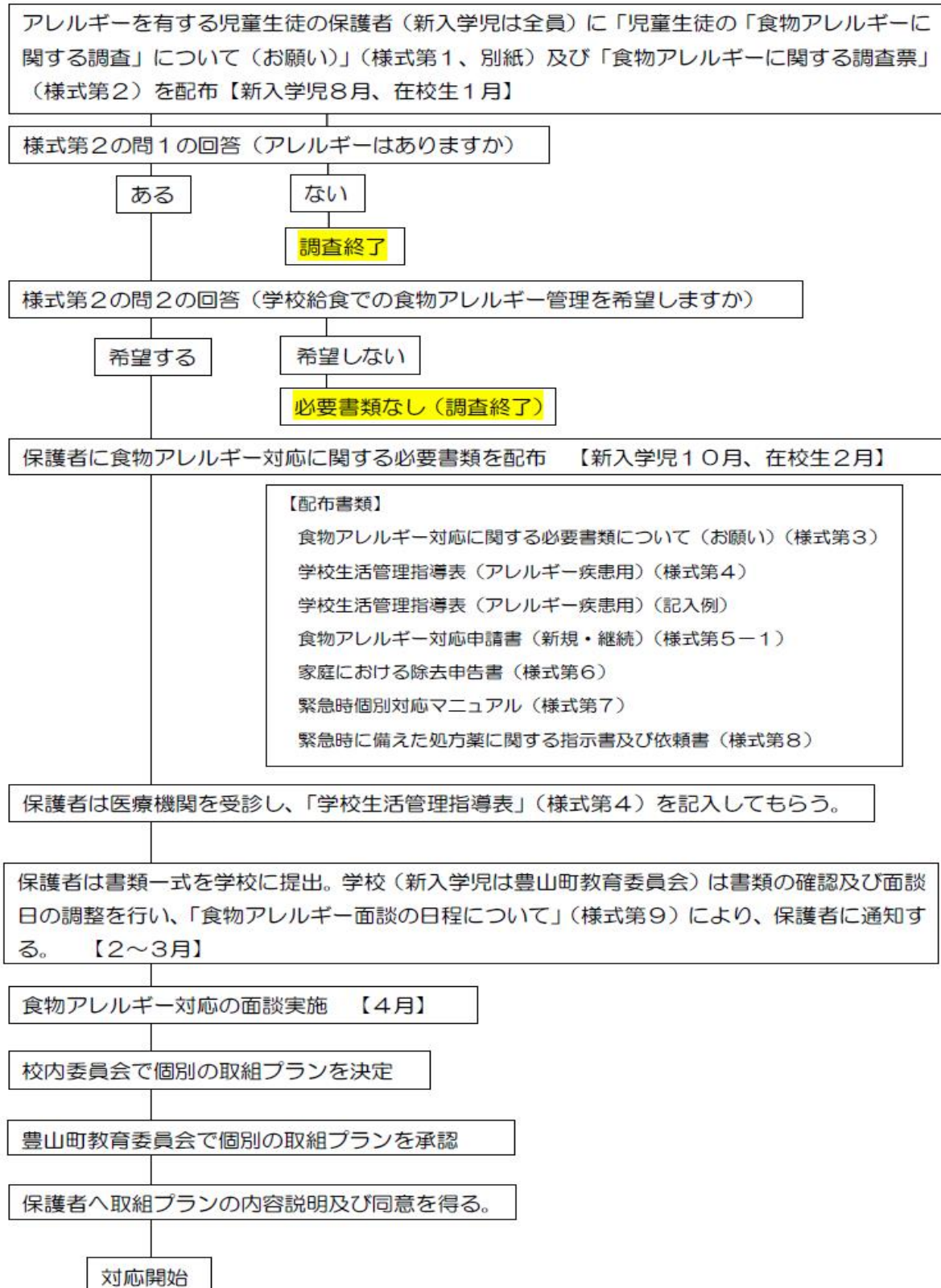
	実施日	献立名	卵	乳	豊山小	新栄小	志水小	豊山中	合計
1	5/23	かきたま汁	○		4	2	4	2	12
2	6/16	チーズ入りポタージュ		○	3	0	2	1	6
3	7/12	かきたま汁	○		4	2	4	2	12
4	9/27	高野豆腐の卵とじ ※	○		4	2	4	2	12
5	10/26	親子煮 ※	○		4	2	4	2	12

合計 5食 (うち卵: 4食、乳: 1食)

3 令和6年度新入学児童に対するアレルギー対応について

「豊山町立小中学校 学校給食における食物アレルギー対応マニュアル」に基づき、手続きを進めます。

《対応開始までの流れ フローチャート》



報告第3号

令和5年度第1回豊山町生涯学習推進審議会の報告について

令和5年度第1回豊山町生涯学習推進審議会を開催したので、下記のとおり報告します。

記

- 1 開催日時 令和5年9月25日（水）午後2時から
- 2 開催場所 豊山町役場 会議室1
- 3 出席者 委員 : 前田治（会長）、堀田裕子（副会長）、近藤良江、
小出芳子、高山誠、安藤定雄、鈴木育生、永末猛、
浅井恵子、柴田里子、村瀬萌
事務局 : 鈴木邦尚町長、北川昌宏教育長、小出泰司教育参事、
安藤憲司事務局長、栗山直樹課長、今井栄佑主任、
丹羽拓実主事

4 議題

【議題】

- (1) 【諮問事項】部活動の地域移行について③
- (2) 令和6年度の総合型地域スポーツ・文化クラブの企画・運営について
- (3) 令和4年度豊山町生涯学習のまちづくり実施計画の報告について
- (4) 令和5年度豊山町生涯学習のまちづくり実施計画の進捗状況について

5 議事内容【抜粋】

議題（1）【諮問事項】部活動の地域移行について③

事務局より「部活動の地域移行」について、国及び県のガイドラインや他自治体の例を踏まえ、総合型地域スポーツ・文化クラブやスポーツ少年団など豊山町の資源を活用した地域移行の具体的な例を挙げ、活動の方向性や課題とその対応策について説明した。また、今後、児童生徒・保護者・教職員向けにアンケート調査の実施について説明した。（別添の資料参照）

委員より「アンケート調査を実施する際は、分かりやすい言葉で地域移行・地域連携についてどのように思っているのか聞くとよい。」「地域移行をすると、保護者の役割としてお弁当を作ったり送り迎えをしたりといったものが出てくるので、しっかりと地域移行について周知し、理解してもらったうえで協力してもらう必要がある。」等の意見があった。

会長より「休日の部活動の地域移行・地域連携をできるところから段階的

に進めていくこと。指導者の確保という面で諸団体と協力していくこと。働き方改革として教職員のワークライフバランスに考慮しながら進めていくこと。」とし、次回の会議に「中間まとめ」の素案を示すことで議題（1）については全員により承認された。

議題（2）令和6年度の総合型地域スポーツ・文化クラブの企画・運営について

事務局より来年度の総合型地域スポーツ・文化クラブの種目内容について資料に基づき説明した。

会長より「わくわくくらぶの合唱は、やりたいといった声があったのか。」という質問に対し、吹奏楽の指導者である小出委員より「現在、吹奏楽を実施していて子どもたちにとっても楽しんでもらっている。合唱は週2回の練習で吹奏楽よりも気軽に本格的な練習ができると思い新たに提案させていただいた。」と説明があった。

議題（2）については全員により承認された。

議題（3）令和4年度豊山町生涯学習のまちづくり実施計画の報告について

事務局より資料に基づき説明した。

委員より「郷土資料室の企画展はどのような内容で開催したのか。」という質問に対し、事務局は「昨年度は町制50周年を踏まえ、豊山町の今と昔の風景を比較した写真展や50年にわたる広報の内容を掲載する広報展、毎年実施している平和展を開催した。」と回答した。

議題（3）については全員により承認された。

議題（4）令和5年度豊山町生涯学習のまちづくり実施計画の進捗状況について

事務局より資料に基づき説明した。

委員より「戦争体験の語り継ぎについて、音声や映像で記録を残してほしい。」という意見があった。

議題（4）については全員により承認された。

【議題（1）】部活動の地域移行について③

1 これまでの経緯

- 令和2（2020）年9月1日 文部科学省
「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」
 - ・部活動は必ずしも教師が担う必要がないもの。
 - ・令和5（2023）年度以降、公立中学校における休日の部活動の段階的な地域移行を図る。
 - ・休日の部活動を地域のスポーツ活動として実施するための環境を整備する。
- 令和4（2022）年6月6日 スポーツ庁
「運動部活動の地域移行に関する検討会議による提言」
 - ・令和5（2023）年度から令和7（2025）年度までの3年間を改革集中期間として、公立中学校における休日の運動部活動の段階的な地域移行を図る。
- 令和4（2022）年8月9日 文化庁
「文化部活動の地域移行に関する検討会議による提言」
 - ・令和5（2023）年度から令和7（2025）年度までの3年間を改革集中期間として、公立中学校における休日の文化部活動の段階的な地域移行を図る。
 - ・地域における文化芸術に親しむ機会の確保、生徒の多様なニーズに合った活動機会の充実等にも着実に取り組む
 - ・地域の文化芸術団体等と学校との連携・協働の推進
- 令和4（2022）年8月31日 豊山町
諮問「部活動の地域移行について」
 - ・中学校の部活動の地域移行を中心課題として、本町における生涯学習体系の再編も視野に入れ、生徒の休日におけるスポーツ・文化活動の機会の確保について、生涯学習推進審議会に意見を求めた。
- 令和4（2022）年12月27日 スポーツ庁・文化庁
「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン（総合的なガイドライン）」の策定
 - ・当初「令和7（2025）年度末」としていた地域移行の達成目標は、各自治体から3年間の達成は厳しいとの声を受け、「設定しない方針」に転じ、「地域の実情に応じて可能な限り早期の実現を目指す」とした。
- 令和5（2023）年6月9日 愛知県・愛知県教育委員会
「部活動の地域移行・地域連携の進め方に関するガイドライン」
 - ・国の動向を踏まえ、部活動の地域移行・地域連携の進め方を示した本ガイドラインを策定

※概要は3、4ページに記載

■スポーツ庁・文化庁による「総合的なガイドライン」のポイント

①学校部活動

- ・教師の部活動への関与について業務改善や勤務管理を実施
- ・部活動指導員、外部指導者の確保
- ・週当たり2日以上以上の休養日の設定（平日1日、休日1日）
- ・学校と地域が協働・融合した形での環境整備

②新たな地域クラブ活動

- ・人材バンクの整備、意欲ある教師等の円滑な兼職兼業
- ・競技志向の活動だけでなく、生徒の志向等に適したプログラムの確保
- ・休日（土日）のみ活動する場合も、原則1日の休養日を設定
- ・困窮家庭への支援

③学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備

- ・まずは休日（土日）の環境整備を推進
- ・平日の環境整備はできるところから取り組む
- ・段階的な体制の整備を進める
- ・令和5年度から令和7年度までの3年間は「改革推進期間」

④大会等の在り方の見直し

- ・大会参加資格を、地域クラブも参加できるよう見直し
- ・教員が引率しない体制の整備
- ・全国大会の在り方の見直し

2 県「部活動の地域移行・地域連携の進め方に関するガイドライン」の概要

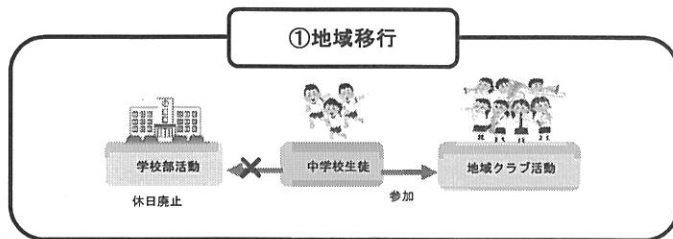
1 本ガイドラインの目的・取組方針

(1) 目的

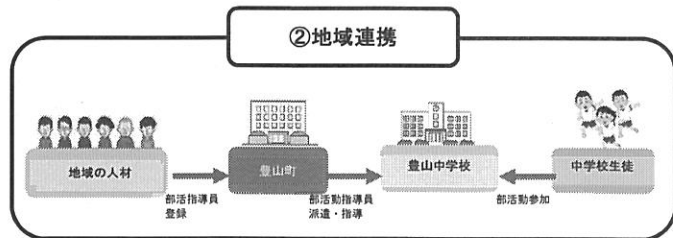
国が示した改革推進期間に、愛知県が中学校部活動の「地域クラブ活動への移行（地域移行）」と「地域連携」の進め方を明らかにすることにより、市町村の休日の部活動の地域移行・地域連携の取組に役立てる。

(2) 取組の方針

- ア 生徒のスポーツ・文化芸術活動が持続可能な活動となること。
- イ 市町村の関係部署や地域スポーツ・文化芸術団体、学校、保護者等の関係者が連携・協働して、段階的・計画的に取り組む。
- ウ 休日における地域の環境整備を着実に進めることとし、平日については実情に応じて取り組む。



休日の部活動を廃止し、中学校生徒がそれぞれ自分の興味のある地域クラブ活動に参加する。(自由参加)

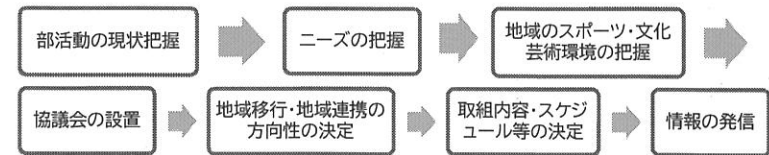


休日も今までどおり部活動を実施するが、部活動指導員や外部指導者を派遣し、教師の負担を軽減する。

2 市町村における地域移行・地域連携の進め方

- ・市町村において、部活動の地域移行に向けた新たなスポーツ・文化芸術環境の整備を進める。
- ・学校や地域の実情によって地域移行が困難な場合には、当面、地域連携を進めることになる。
- ・地域移行・地域連携のいずれを行う場合にも、多くの関係者が連携・協働し、段階的・計画的に取り組む必要がある。

■方針の決定までの流れ



3 地域移行を行う場合の留意点

①	参加者	部活動に所属していない生徒など、希望する全ての生徒を想定
②	運営団体・実施主体	市町村は地域スポーツ団体・文化芸術団体等の整備充実を支援 【想定される団体等】 総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、体育協会、文化協会、民間企業、大学など
③	指導者	質と量の両面から指導者を確保と適切な指導が必要（教師の兼職兼業の検討も含む）
④	活動内容の決定	指導体制に応じて段階的に確保。（単一種目での取組だけでなく、複数の種目を選択可能にする）
⑤	適切な休養日等の設定	地域クラブ活動を週末等の休日のみ実施する場合は、原則として1日を休養日とする。
⑥	活動場所	公共のスポーツ・文化施設だけではなく、小中学校の活用も検討
⑦	会費の適切な設定と保護者等の負担軽減	活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な会費を設定
⑧	保険の加入	スポーツ保険等や、他人に怪我をさせてしまう場合等も踏まえて、個人賠償責任保険への加入も必要となる。
⑨	学校との連携等	学校・家庭・地域が相互に連携・協働していくことが大切

4 地域連携を行う場合の留意点

①	部活動指導員や外部指導者の積極的活用	部活動指導員や外部指導者を配置し、必ずしも教師が休日の指導や大会等の引率に従事しない体制を構築する。
②	合同部活動の取組の推進	複数校の生徒が拠点校の部活動に参加するなど、合同部活動の取組を推進する。
③	学校種を超えた合同練習の実施	高校、大学及び特別支援学校等との合同練習を実施することで、生徒同士の切磋琢磨や多様な交流の機会を設ける。
④	地域のスポーツ・文化芸術団体等との協働・連携	地域のスポーツ・文化芸術団体等が地域で実施している分野と同じ分野の部活動については、練習を共同するなど、連携を深める。

3 委員からの主な意見

R4年度第1回

- ・スポーツ少年団（野球）は土日であれば協力していきたい。スポーツ少年団として指導者会議で検討する。
- ・現在の部活動をそのまま残してあげたい。総合型地域スポーツ・文化クラブは多目的に学べる施設として活用し、部活動とのダブル運営がよいのではないか。
- ・例えば、民間企業に委託して日替わりで色々なスポーツを楽しめると、将来的に子どもたちの発育に良いのではないか。
- ・最終的に部活動は無くなるという将来像を描く必要があると思う。今ある部活動の組織と部員をそのまま地域に移行するならば、先生と地域の連携が大切である。また、部活動と切り離れた地域の新しい組織を作ってもいいのではないか。
- ・部活動をそのまま地域に平行移動させるだけではなく、豊山ウインドオーケストラのように、新たなものを立ち上げる発想で、町としての色々な組織、講座、チームを作ったらどうか。また、町内の学校の先生の活躍しやすいシステム（雇用・兼業）も同時に進めていかないといけないと思う。

R4年度第2回

- ・地域に移行するから教員は触れませんということはないと思うが、地域と教員がどのように連携して子どもたちを今と変わらない環境にしてあげられるのか、また今と同じスポーツや文化の楽しさや、学習もできるようにしていくのか考える必要がある。
- ・他市町の課題についてもっと情報収集し、豊山町としてできることが何か考えてできることから実践していくとよい。
- ・平日からずっと連携していき、その延長に土日の活動があり、それを踏まえた平日の活動があるようになっていかないと、継続的な指導にはならない。学校現場としては土日だけ任せてくださいと言われても、生徒指導的なことから困るし、任されるスポーツ少年団なりボランティアなりにしても非常に困ると思う。土日だけやるというのであれば、別組織にして欲しいと思う。
- ・平日と休日で指導者が変わらない方がいいのではないかという見方もあると思うが、専門性のある人が指導し、しっかりと連携がとれることができれば、それもまた良いのではないか。

4 中学校の現状と当面の対応

1 部活動の現状

ア 学期中の活動時間

- ・学期中は、週当たり2日（平日に1日と週末のいずれか1日）以上の休養日を設ける。なお、大会への参加等により週末に活動する場合は、代替休養日の確保に努める。
- ・活動時間は、平日2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む。）は3時間程度とする。

イ 指導体制

- ・基本は顧問と部活動指導員で対応している。

顧問：教員（各部活動2～3人）

部活動指導員：町の会計年度職員（単独で指導が可能）

ウ 部活動数、生徒の参加人数、指導者数、活動場所の状況、用具等

- ・令和5年度の中学校の部活動の現状は次表のとおり。

種目：運動系7種目、文化系3種目の計10種目を実施

人数：503人（全校生徒の約95%）

	部活名	顧問数	部員数	活動数		活動場所	
				週	曜日		
運動系	サッカー	2人	39人	4回	月火水金、土 or 日	運動場	
	野球	3人	26人	4回	月火水金、土 or 日	運動場	
	バスケット（女）	2人	28人	4回	月火水金、土 or 日	体育館	
	ソフトボール	2人	24人	4回	月火水金、土 or 日	運動場	
	バレーボール	（男）	2人	46人	4回	月火水金、土 or 日	体育館
		（女）	3人	42人	4回	月火水金、土 or 日	体育館
	軟式テニス	2人	36人	4回	月火水金、土 or 日	運動場、 屋上テニスコート	
	卓球	（男）	2人	42人	4回	月火水金、土 or 日	武道場
（女）		2人	41人	4回	月火水金、土 or 日	武道場	
文化系	吹奏楽	3人	64人	4回	月火水金、土 or 日	第2音楽室、 各教室	
	文学	3人	65人	4回	月火水金	図書室	
	文化創作	3人	50人	4回	月火水金	美術室	
	計	29人	503人				

2 休日の指導を受け入れる教職員と学校の意向の把握・調査

令和5年度2学期中に地域移行または地域連携に関するアンケートを教職員に実施する。主な質問項目は次のとおり。このうち、休日指導の希望については③の項目で回答を得る。なお、休日指導を受け入れる者には、活動場所についても回答をもらう。

この結果を参考に、町としての案を策定する。その策定案について、令和5年度中に児童生徒及び保護者へのアンケートを実施する。

【教職員】※④～⑥は中学校のみ対象

- ① 地域移行に関する意見
- ② 解決すべき最大の課題
- ③ 移行後の関わりについて
- ④ 現在の部活動指導について※
- ⑤ 部活指導での負担要因※
- ⑥ 部活動のあり方の見直しの必要※

3 教師等の兼職兼業制度の整備

令和5年1月30日に、文部科学省・スポーツ庁・文化庁から、教師等の兼職兼業制度に関して、「公立学校の教師等が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業について（手引き）」が送付された。これには、兼職兼業通知の内容をもとに、地域クラブ活動での指導を希望する教師等が、円滑に兼職兼業の許可が得られることに資するよう、必要な手続きや留意事項、具体例についてまとめられている。

また、愛知県と愛知県教育委員会から同年6月に出された「部活動の地域移行・地域連携の進め方に関するガイドライン」では、生徒の多様なニーズに応じた活動機会の保障と、教員の働き方改革の推進の両立に向けた部活動の地域移行・地域連携の取組を進めていくことが示されている。

これらの手引きやガイドラインを参考にして、豊山町における体制に応じた兼職兼業の制度設計をしていく。

4 ニーズの把握（生徒と保護者のニーズや意向）

令和5年度において、地域移行または地域連携に関して町の方向性（策定案）に対する児童生徒及び保護者のニーズを把握するためのアンケート調査を実施する予定。児童生徒については、各学校において各自のタブレット端末を使用し、担任の指導のもとでアンケートを実施する。保護者については、ホーム&スクールの機能を使用して各自の端末から回答する。主な質問内容は以下のとおり。

【児童】

- ① 所属校と学年
- ② 部活動での所属希望の有無
- ③ 部活に入る目的
- ④ 地域移行で部活動でなくても参加するか
- ⑤ 移行後の指導者
- ⑥ 移行後の活動内容について

【生徒】

- ① 所属校と学年
- ② 所属部活動について
- ③ 部活動で期待すること
- ④ 地域移行で部活動でなくても参加するか
- ⑤ 移行後の指導者
- ⑥ 移行後の活動内容について

【保護者】

- ① 子の所属校と学年
- ② 部活動の目的・考え（複数）
- ③ 地域移行で部活動でなくても参加させるか
- ④ 移行後の指導者
- ⑤ 移行後の活動内容について
- ⑥ 移行に向けての課題

運営主体や勤務形態に応じた諸制度の扱いについて（整理表）					
勤務監督教育委員会					
学校					
教員等					
運営主体	自治体	民間の組織団体 （民間企業、総合地域スポーツクラブ、クラブチーム等）			その他
勤務形態	委託（委任）※1	雇用	業務委託・請負 ※1	有償ボランティア ※3	無償ボランティア
指揮命令権者	（教師等本人）	運営主体（企業等）	（教師等本人）	（教師等本人）	（教師等本人）
賠償責任	教師等本人	運営主体（企業等）	教師等本人	教師等本人	教師等本人
兼職兼業許可手続き	必要	必要	必要	必要	不要
給与等の性質	謝金（委任報酬※2）	賃金	売上	謝礼	—
労基法の適用関係					
最低賃金	適用なし	適用	適用なし	適用なし	適用なし
36協定	無	必要	無	無	無

※ 労働基準法上、労働時間の適用の必要がない場合においても、過労等により教師等としての業務に支障を来さないようにする観点から、教師等の申告等により就業（従事）時間を把握し、在校等時間を含めて就業時間の合計が長時間とならないよう配慮することが望ましい。

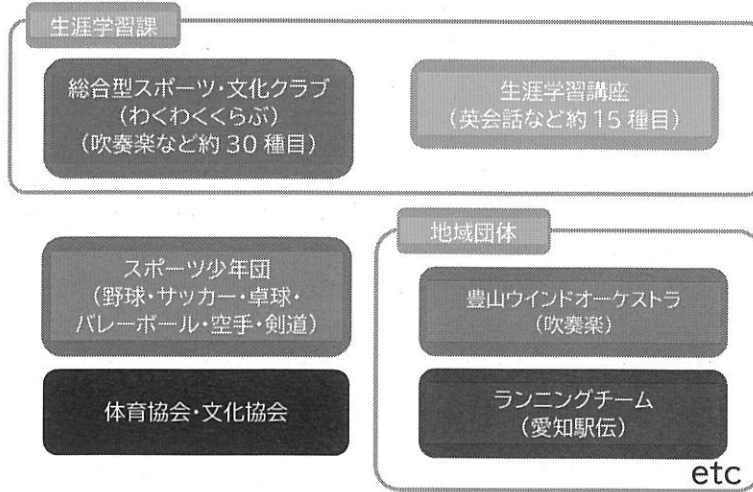
※1 委託・請負といった契約の形式や名称にかかわらず、実態として指揮命令権者が企業等であるなど、その実態に応じて判断した結果、雇用契約と認められる場合がある。

※2 講演料や報酬料などの謝金以外については、地方公務員法第38条第1項にいう「報酬」に該当。

※3 有償ボランティアとは、労務の対価として謝礼があるものであり、交通費等の実費弁償の範囲内の支給は含まず、その有無は問わない。

5 豊山町の資源

部活動の地域移行の受け皿として考えられる豊山町の主な資源は次のとおり。

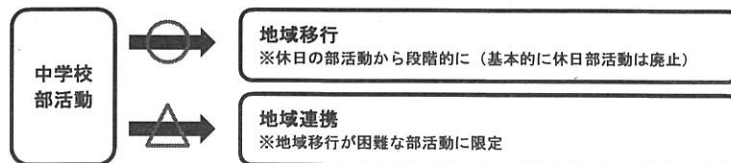


6 本町資源を活用した部活動の地域移行の方向性

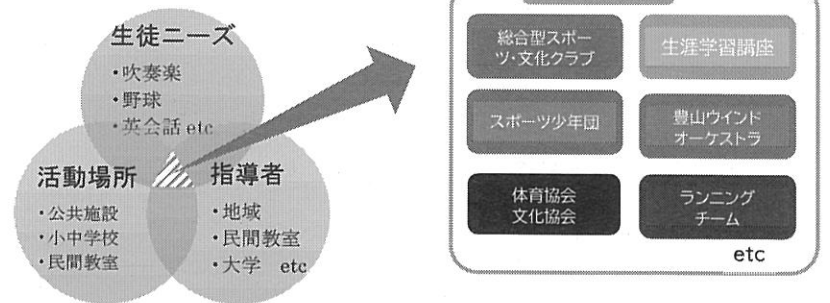
これまでの委員からの意見や、豊山町の資源、今後のニーズ調査の結果への対応等を総合的に考えると、本町における部活動の地域移行の方向性は次のとおりとなる。

- ① 中学校の休日の部活動から段階的に「地域移行」していくことを基本とする。「地域移行」が困難な部活動は、当面、「地域連携」も並行して進める。
- ② 生徒の多様なニーズに合った活動機会の拡充にも着実に取り組む。
- ③ 総合型地域スポーツクラブ (わくわくらぶ)、スポーツ少年団、体育協会、文化協会等の連携・活用を実施する。

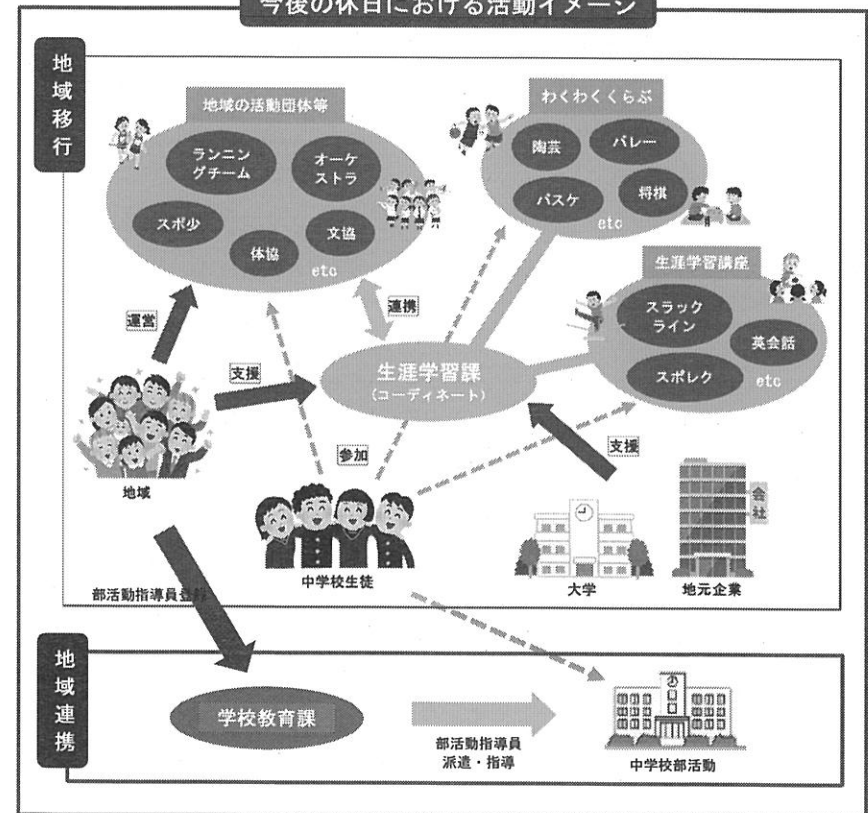
①イメージ



②、③のイメージ



今後の休日における活動イメージ



7 豊山町の地域移行の課題と対応・方向性

豊山町において考えられる移行パターンを例示するとともに、県の地域運動部活動推進事業による実践研究を実施している自治体を参考に、これまでに挙げた課題に対する対応・方向性を考える。

(1) 総合型地域スポーツ・文化クラブ（わくわくらぶ）

課題	対応・方向性
指導者の確保	現在の指導者で対応可能か <ul style="list-style-type: none"> ・中学生まで拡大するにあたり、負担がかなり大きくなる可能性があるため、指導者との相談が必要 地元企業、大学、団体等の協力 <ul style="list-style-type: none"> ・協力体制を構築（生徒の受け入れ、指導者の派遣等） 教員の活用 <ul style="list-style-type: none"> ・教員が地域の指導者として関わる場合の兼職・兼業の整理 指導料 <ul style="list-style-type: none"> ・指導者へ支払う謝礼の整理（現在はボランティアで実施）
施設利用	学校施設、公共施設の活用 <ul style="list-style-type: none"> ・優先利用の可否（生涯学習課で予約するか） ・活動時間の変更（夜間・休日の使用が可能か） 新たな活動場所の創出 <ul style="list-style-type: none"> ・町外での活動（大学、連携企業に向いての活動等）
多様な活動の創出	種目の拡充 <ul style="list-style-type: none"> ・生徒のニーズに沿った新たな種目の調査・研究
地域クラブへの理解促進	児童、生徒、保護者への周知 <ul style="list-style-type: none"> ・地域クラブ活動への参加、持続可能なクラブ運営について周知 関係団体への周知、協力依頼 <ul style="list-style-type: none"> ・生徒の受け入れや指導者の派遣について周知、依頼
参加料	参加料の検討 <ul style="list-style-type: none"> ・徴収金額の検討（徴収するかどうか） ・徴収する場合は、徴収方法の検討

(2) スポーツ少年団

課題	対応・方向性
指導方法の相違	平日部活動との指導方法の相違 <ul style="list-style-type: none"> ・部活動顧問とスポ少指導者との引継ぎ・連携
施設利用	学校施設・公共施設の活用 <ul style="list-style-type: none"> ・優先利用の可否（生涯学習課で予約するか）
大会参加	大会への引率 <ul style="list-style-type: none"> ・顧問不在での参加（スポ少の指導者による引率）
参加料	参加料の検討 <ul style="list-style-type: none"> ・徴収金額の検討（徴収するかどうか） ・徴収する場合は、徴収方法の検討

(3) 地域団体

課題	対応・方向性
地域クラブへの理解促進	児童、生徒、保護者への周知 <ul style="list-style-type: none"> ・地域クラブ活動への参加、持続可能なクラブ運営について周知 関係団体への周知、協力依頼 <ul style="list-style-type: none"> ・生徒の受け入れや指導者の派遣について周知、依頼
参加料	補助の検討 <ul style="list-style-type: none"> ・参加料に対する補助をするか ・補助をする場合は、対象者・金額等の詳細の検討

【参考】地域連携をする場合

課題	対応・方向性
指導者の確保	地元企業、大学、団体等の協力 <ul style="list-style-type: none"> ・協力体制の構築（指導者の派遣等） 指導料 <ul style="list-style-type: none"> ・指導者へ支払う謝礼の整理
大会参加	大会への引率 <ul style="list-style-type: none"> ・顧問不在での参加（部活動指導員、外部指導者による引率）
地域連携への理解促進	児童、生徒、保護者への周知 <ul style="list-style-type: none"> ・実施方法や、教師以外の専門的な者からの指導が受けられることについて周知 関係団体への周知、協力依頼 <ul style="list-style-type: none"> ・地域連携について周知し、指導者の派遣を依頼

【参考】他の自治体の例

令和3～5年度に国の補助による実証事業を実施している市町村は以下のとおり。また、各課題に対する対応・方向性については下表のとおり。

①運動部

岡崎市、一宮市、春日井市、豊田市、常滑市、江南市、大府市、豊明市、田原市、北名古屋市、みよし市、大口町、阿久比町

②文化部

岡崎市、豊田市、蒲郡市、犬山市、常滑市、稲沢市、日進市、愛西市、幸田町

<このページは空白です>

課題	対応・方向性
指導者の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・バレー部は市内のプロチーム、柔道部は私立中学校、吹奏楽部は県立高校に指導者の派遣を依頼している。(一宮市) ・サッカー部、剣道部は体育協会、吹奏楽部は市内の吹奏楽団に指導者の派遣を依頼している。(常滑市) ・中学校のテニスコートがスポーツクラブの練習場になっている日(第2・4土)があり、その日は部活動の練習ができていなかったが、地域クラブ活動としてスポーツクラブとの合同練習をやることとした。(北名古屋市) ・スポーツクラブと委託契約し、平日・休日ともに指導者を派遣してもらっている。(大口町)
施設利用	<ul style="list-style-type: none"> ・学校施設を休日に使用する場合、鍵の開閉等の施設管理の関係で学校との調整が難しかったため、文化会館等の学校以外の場所を実施する。(常滑市) ・吹奏楽部について、市民会館で実施する。(日進市)
多様な活動の創出	<ul style="list-style-type: none"> ・現状どこの市町村も、今ある部活動の地域移行に向けて実証事業を実施している。今後、ニーズ調査等で判明した生徒の意向に沿った活動ができるように検討していく。(共通)
地域クラブへの理解促進	<ul style="list-style-type: none"> ・部活動地域移行検討会(事務局は学校教育課)が「部活動地域移行だより」を発行し配布・HPに掲載をしている。(一宮市) ・中学校の入学説明会において「中学校部活動の地域活動への移行」について説明した。(大府市) ・文化振興協会と連携し、指導員の派遣や合同練習を実施している。(幸田町)
大会参加	<ul style="list-style-type: none"> ・地域移行を実施している市町村については、平日の部活動として顧問の引率で参加している。地域連携を実施している市町村については、部活動指導員や外部指導者が引率し参加する場合がある。(共通)
参加料	<ul style="list-style-type: none"> ・将来的に休日の部活動を廃止し、地域クラブとして運営していきたいため、始めから費用負担あり(1回300円)としている。(江南市)

【議題（２）】令和6年度の総合型地域スポーツ・文化クラブの企画・運営について

1 趣旨

豊山町総合型地域スポーツ・文化クラブ規約第9条にて、生涯学習推進審議会に企画・運営方法について諮ることとされている。については、今回、来年度の総合型地域スポーツ・文化クラブのプログラム等について提案する。

2 令和5年度プログラムの検証

No.	プログラム	定員	申込数			対象	検証結果
			R5	R4	R3		
1	幼児体操教室①	25人	8組	4組	12組	2・3歳児と親	一定の申込があるため継続
2	幼児体操教室②	30人	23人	11人	—	4・5歳児	申込多数のため継続
3	児童体操教室	30人	16人	11人	16人	小学1～3年生	一定の申込があるため継続
4	【新】スポーツレクニケーション教室	30人	11人	—	—	小学4～6年生	R5に新設のため継続
5	ノルディックウォーク教室	15人	14人	15人	15人	中学生以上	申込多数のため継続
6	ミニテニス教室	30人	28人	11人	中止	小学生以上	申込多数のため継続
7	子ども運動体験教室	50人	募集中	12人	中止	小学生	一定の申込があるため継続
8	長距離走教室	30人	募集中	23人	24人	小学生以上	R4に申込多数のため継続
9	ミニソフトバレーボール教室	50人	募集中	50人	中止	小学生と親	R4に申込多数のため継続
10	ニュースポーツ教室	50人	募集中	38人	23人	小学校以上	R4に申込多数のため継続
11	ユニバーサルスポーツ教室	50人	募集中	20人	—	小学生以上	R4に一定の申込があるため継続
12	スラックライン体験教室	20人	募集中	12人	15人	小学生以上	R4に一定の申込があるため継続
13	バウンドテニス	20人	15人	16人	24人	小学生以上	継続予定だが、指導者と話し合いの上、判断する
14	チェックボール	20人	8人	12人	16人		
15	ミニソフトバレー	30人	24人	26人	34人		
16	陶芸	12人	11人	12人	11人		
17	昔のあそび	15人	19人	14人	18人		
18	茶道	10人	9人	11人	12人		
19	銭太鼓	15人	10人	9人	8人		
20	あみもの	20人	6人	8人	9人		
21	三味線	10人	2人	4人	5人		
22	将棋	20人	3人	7人	12人		
23	太鼓	15人	13人	13人	22人		
24	ソフトボール	30人	7人	6人	9人		
25	ソフトテニス	14人	16人	16人	16人		
26	フラダンス	15人	10人	2人	0人		
27	アレンジフラワー	16人	12人	10人	—		
28	【新】吹奏楽	30人	9人	—	—		
29	【新】バスケットボール	20人	20人	—	—		

3 令和6年度の方針（案）

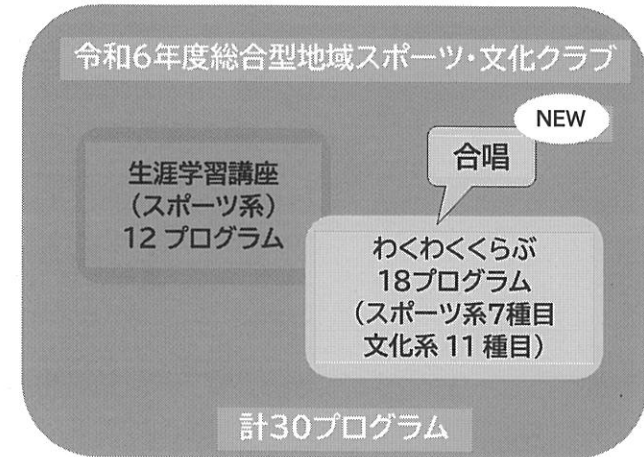
(1) 方針

①生涯学習講座（スポーツ系）

令和5年度に実施した生涯学習講座の12プログラムを検証した結果、引き続き全12プログラムを継続して実施する。

②わくわくらぶ

わくわくらぶの17プログラムについては、部活動の地域移行の観点から、継続して実施する。また、新たな種目として「合唱」を追加し、全18プログラムとする。



【議題（3）】令和4年度豊山町生涯学習のまちづくり実施計画の報告について

主な事業を紹介 ※詳細は生涯学習のまとめを参照

基本目標1 生涯学習活動の推進

1 学ぶ機会の充実

事業名	事業概要	新規継続	令和4年度 結果
学習ニーズに対応した学習プログラムの提供事業	町全体での生涯学習活動の推進を図るため、生涯学習推進審議会を設置し、運営の支援を行う。	継続	生涯学習推進審議会を2回開催し、部活動の地域移行などについて提案し意見を求めた。

2 社会教育施設の整備・充実

事業名	事業概要	新規継続	令和4年度 結果
社会教育センター管理一般事業	社会教育センターの運営にかかる一般管理事務を行う。	継続	新型コロナウイルスのため、国や県のガイドラインに沿った対応を徹底し、事業を継続した。

基本目標2 家庭教育支援の充実

1 家庭の教育力向上の支援

事業名	事業概要	新規継続	令和4年度 結果
家庭教育講演会事業	家庭教育の重要性の普及、啓発を図るため、小中学校の児童・生徒を持つ保護者を対象に、家庭・地域での教育力向上を啓発し、その実践を促進する講演会、相談事業を開催する。	継続	県の事業である「青少年のネット・安心講座～みんなのネットモラル塾～」を活用し、子どもを持つ保護者を対象に、情報モラルをテーマとした講演会を1月21日に開催した。

2 地域の教育力向上への支援

放課後子ども教室事業は、令和4年度から生活福祉部子ども応援課に移管した。

3 子どもの豊かな心を育む学習支援

事業名	事業概要	新規継続	令和4年度 結果
青少年生活指導事業	教育、福祉、防犯等、各関係団体の連携協力のもと、豊山町青少年育成会議を設置し、その参加団体による町内巡回パトロールを行うとともに、小中学校の生徒指導推進事業を支援する。	継続	青少年育成会議を7月4日より開催した。また、合同街頭指導4回、巡回指導を7回実施した。民法改正に伴う、成人年齢の引き下げによるトラブルを未然に防ぐため啓発チラシを合同街頭指導時に配布した。小中学校の生徒から標語の募集を行い、そのうちの代表作品を巡回指導時の啓発メッセージに活用することにより啓発の効果を高めた。

基本目標3 芸術・文化の充実

1 芸術・文化活動の推進

事業名	事業概要	新規継続	令和4年度 結果
文化振興事業、お昼のときめきコンサートの充実事業	コンサート、落語、演劇などの優れた文化・芸術にふれる機会を提供するため、文化振興事業を行う。	拡充	町制施行50周年を記念して「豊山音楽の日」と銘打ち名古屋フィルハーモニー交響楽団、豊山中学校吹奏楽部、豊山ウインドオーケストラが2月26日にそれぞれ演奏を行った。

2 文化財・郷土資料の保存・活用

事業名	事業概要	新規継続	令和4年度 結果
郷土資料室の再生事業	郷土資料の保存と活用、管理・運営方法の見直し、魅力のある企画展の開催回数を増やすなど郷土資料室の充実を図る。	継続	テーマごとに企画展を3回開催し、積極的な情報発信に努めた。第3回の「広報とよま回顧展」では、50年以上にわたる「広報とよま」の変遷をパネルで紹介し、豊山町で起こった出来事や住民生活との関係を振り返った内容で、好評を博した。

基本目標4 スポーツの充実

1 スポーツに関わる機会の創出

事業名	事業概要	新規継続	令和4年度 結果
総合型地域スポーツ・文化クラブ運営事業	スポーツに限らず、文化活動を通じて地域の活性化を図り、地域のコミュニティづくりを目的とした豊山町版の「総合型地域スポーツ・文化クラブ」においてプログラムを実施する。	拡充	「わくわくらぶ」に「バスケットボール」と「吹奏楽」の2種目の追加を検討し、三菱重工名古屋のバスケットボールチーム及び豊山ウインドオーケストラの指導者としての協力依頼し、令和5年度に開設することができた。

2 スポーツによる町のにぎわいづくり

事業名	事業概要	新規継続	令和4年度 結果
愛知駅伝への参加・支援事業	愛・地球博記念愛知県市町村対抗駅伝競走大会に豊山町代表選手を編成して出場する。	継続	駅伝チーム強化会議を4回、記録会を2回開催。結果は16町村中8位でモリコロ賞を受賞した。

3 スポーツ施設・環境整備の推進

事業名	事業概要	新規継続	令和4年度 結果
豊山スカイプールの維持管理事業	豊山スカイプールの運営、施設設備維持管理を、一括して地方自治法第244条の2第3項に基づく指定管理者制度により行う。	継続	新型コロナウイルスのため、国や県のガイドラインに沿った対応を徹底し、プールを開場した。

【議題（４）】令和５年度豊山町生涯学習のまちづくり実施計画の進捗状況について

基本目標 1 生涯学習活動の推進

1 学ぶ機会の充実

No.	事業名	事業概要	事業区分	令和５年度 進捗状況
1	学習ニーズに対応した学習プログラムの提供事業	町全体での生涯学習活動の推進を図るため、生涯学習推進審議会を設置し、運営の支援を行う。	継続	9月25日に第1回生涯学習推進審議会を開催。
		生涯学習活動に関する情報を提供するため、生涯学習情報誌「生きがいたウン」を年2回（4月、9月）発行する。	継続	4月と9月に「生きがいたウン」を発行し、公共施設、町内スーパー等に設置・配布した。
2	生涯学習関係団体・機関との連携による講座の開設事業	町民の自発的な学習意欲を高めるために、子どもから高齢者までライフステージにあった生涯学習講座を開催する。	継続	「苔ラマづくり」や「スマホ講座」など住民ニーズに合わせた講座を開催している。
3	生涯学習ボランティアの養成事業	生涯学習ボランティアバンクの利用促進などにより、学習した知識や技術を地域活動参画や社会貢献に活かせるよう学びの循環作りを行う。	継続	「生きがいたウン」にボランティアバンクを掲載

2 社会教育施設の整備・充実

No.	事業名	事業概要	事業区分	令和５年度 進捗状況
1	社会教育センター管理一般事業	社会教育センターの運営にかかる一般管理事務を行う。	継続	長寿命化改修工事の一環で自動火災報知設備等改修工事等を行う。
2	図書室整備運営事業	町民の読書への関心と書物への興味を深めるため、読書サークルやボランティア団体によるおはなし会、親子読書会などの事業を推進する。	継続	読み聞かせボランティアグループによる「おはなし会」を毎月開催している。
		町民の読書意欲の増進と自己教育の実現を図るため、図書資料の収集、整理及び貸出し等を行う。	継続	毎月100冊前後の新着資料を購入し、適切に図書室運営を行っている。
3	学習等供用施設維持管理事業	各学習等供用施設（東部、富士、新栄）の運営管理を、一括して地方自治法第244条の2第3項に基づく指定管理者制度により行う。	継続	5月に新型コロナが5類になったことからこれまで行ってきた利用制限を撤廃した。
4	施設予約システムの整備事業	施設予約システムの運用を行う。	継続	利用状況確認、利用の仮予約を実施している。昨年10月よりオンライン抽選制度を導入した。
5	新型コロナウイルス感染症対策事業	新型コロナウイルス感染症拡大の防止のため、消毒用洗剤の購入等を行う。	継続	新型コロナのための必要な物品の購入を行っている。

基本目標 2 家庭教育支援の充実

1 家庭の教育力向上の支援

No.	事業名	事業概要	事業区分	令和５年度 進捗状況
1	家族ふれあい事業	乳幼児学級、子ども体験講座、家族ふれあいコンサート、家族芸術劇場等のイベントを行い、家族でふれあう機会を設けるとともに、子育て、家庭教育の充実を図る。	継続	5月にお子さんと保護者が一緒に楽しめる「びよびよコンサート」、6月に本格的な児童劇「家族芸術劇場」、7月に子育てに役立つ講演会「乳幼児学級」を開催した。引き続き、各種講座等を開催予定。
2	家庭教育講演会事業	家庭教育の重要性の普及、啓発を図るため、小中学校の児童・生徒を持つ保護者を対象に、家庭・地域での教育力向上を啓発し、その実践を促進する講演会、相談事業を開催する。	継続	令和5年1月中旬に開催予定。今回はSNSの適正な利用方法や家庭でのルール作りをテーマに講演を予定している。

2 地域の教育力向上への支援

No.	事業名	事業概要	事業区分	令和５年度 進捗状況
1	総合型地域スポーツ・文化クラブ事業（わくわくらぶ）	子どもたちと保護者や家族・地域の大人たちが参加できる多世代参加型事業。ボランティアによる指導者のもと多様な文化・スポーツ教室を提供する。	拡充	「吹奏楽」「バスケットボール」を新たに追加し、土曜日の子どもの居場所作りの拡充を図っている。

3 子どもの豊かな心を育む学習支援

No.	事業名	事業概要	事業区分	令和５年度 進捗状況
1	青少年育成団体活動費助成事業	青少年健全育成に寄与する団体に対し、活動費等の補助を行う。	継続	スポーツ少年団に補助金を交付した。
2	青少年生活指導事業	教育、福祉、防犯等、各関係団体の連携協力のもと、豊山町青少年育成会議を設置し、その参加団体による町内巡回パトロールを行うとともに、小中学校の生徒指導推進事業を支援する。	継続	第1回青少年育成会議を7月3日に開催し、巡回指導、合同街頭指導を7月20日から実施している。今年度は増加傾向にあるSNSトラブルを未然に防ぐため啓発チラシを作成し、配布した。

基本目標 3 芸術・文化の充実

1 芸術・文化活動の推進

No.	事業名	事業概要	事業区分	令和5年度 進捗状況
1	文化振興事業、お昼のときめきコンサートの充実事業	コンサート、落語、演劇などの優れた文化・芸術にふれる機会を提供するため、文化振興事業を行う。	継続	来年2月の開催に向け、準備している。
		気軽に音楽芸術にふれる機会を提供するため、クラシックを中心としたミニコンサートを行う。	継続	5月と8月に開催した。8月は「豊山町今、考える平和2023」の中の一事業として平和を祈る曲をジャズアレンジで開催した。
2	芸術・文化団体への支援事業	文化振興に寄与する団体、文化活動団体に対し補助を行う。	継続	文化協会、小中学校PTAに補助金を交付した。

2 文化財・郷土資料の保存・活用

No.	事業名	事業概要	事業区分	令和5年度 進捗状況
1	文化財の保存・活用事業	教育委員会の諮問に応じて文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議を求めため文化財保護審議会を開催する。	継続	文化財保護審議会を年度末に開催予定。
		町指定文化財の適切な保存管理を図る所有者・継承団体や文化財に対する理解、愛護思想、郷土愛の育成を図るための活動団体に対し奨励交付金及び補助金を交付する。	継続	年度末に町内指定文化財に対し、奨励交付金を交付する。
2	郷土資料室の再生事業	郷土資料室にて年に数回企画展を開催する。	継続	8月に「今、考える平和展」を開催し、豊山町で起こった戦争に関することを写真付きパネルや実際に使われた軍装品により展示した。

基本目標 4 スポーツの充実

1 スポーツに関わる機会の創出

No.	事業名	事業概要	事業区分	令和5年度 進捗状況
1	指導者の育成支援事業	社会体育・スポーツ振興のため、スポーツ推進委員の設置、活動支援を行う。また、多世代参加の生涯スポーツの普及促進、町民が主体となるスポーツ振興活動を支援する。	継続	スポーツ推進委員定例会を毎月初旬に開催し、生涯スポーツ等について意見を交わした。
2	総合型地域スポーツ・文化クラブ運営事業	小さな子どもからお年寄りまで、初心者からトップレベルの方までなど様々な人たちが参加できる「多目的・多世代・多志向」の文化・スポーツ教室を提供する。	継続	前期はスポーツレクリエーション教室（小学4～6年生向け）を新たに追加し事業を実施している。今年度は全29プログラムを実施する。

2 スポーツによる町のにぎわいづくり

No.	事業名	事業概要	事業区分	令和5年度 進捗状況
1	スポーツ大会の開催事業	実行委員会によって行われるミニ・マラソン大会及び町民体育大会の補助を行う。	継続	10月1日の町民体育大会の開催に向け、実行委員会での議論を重ねている。
2	愛知駅伝への参加・支援事業	愛・地球博記念愛知県市町村対抗駅伝競走大会（12/2）に豊山町代表選手を編成して出場する。	継続	選手選考記録会を7月30日、8月6日、8月12日に開催した。
3	体育協会補助金事業	体力向上と健全な体育振興を図り、健康なまちづくりに寄与する体育協会の補助を行う。	継続	体育協会に補助金を交付した。
4	少年野球教室事業	人材育成のため、小中学生を対象とした野球教室を開催する。	継続	12月3日に開催予定。

3 スポーツ施設・環境整備の推進

No.	事業名	事業概要	事業区分	令和5年度 進捗状況
1	豊山グラウンド維持管理事業	豊山グラウンドの維持管理を行う。	継続	補充土倉庫扉改修工事を行う。
2	豊山スカイプールの維持管理事業	豊山スカイプールの運営、施設設備維持管理を、一括して地方自治法第244条の2第3項に基づく指定管理者制度により行う。	継続	熱中症対策、施設の老朽化に伴う安全対策を行いながら7月1日から9月10日まで、問題なく開場できた。
3	スポーツ施設維持管理事業	各スポーツ施設等（志水テニスコート、東部・青山ゲートボール場、伊勢山スポーツ広場、志水ふれあい広場）の維持管理を行う。	継続	志水ふれあい広場の遊具の修繕を行う。

報告第4号

愛知万博メモリアル第16回愛知県市町村対抗駅伝競走大会への参加について

愛知駅伝実行委員会主催による愛知万博メモリアル第16回愛知県市町村対抗駅伝競走大会（第16回愛知駅伝）が令和5年12月2日（土）に開催されます。今年度もチーム編成を行い参加しますので報告します。

記

1 第16回愛知駅伝の大会要項

(1) 開催趣旨

2005年に開催された「愛知万博」のメモリアルイベントを通じ、次世代へ語り継ぐと同時に、愛知県内各市町村の交流、市町村合併後の一体化の促進、県民意識の高揚、県民スポーツの振興を主目的として実施する。

(2) 主催

愛知駅伝実行委員会【構成団体：愛知陸上競技協会、東海テレビ放送】

(3) 期日

令和5年12月2日（土）午後0時30分スタート 雨天決行

(4) 駅伝コース

「愛・地球博記念公園」内、周回コース

(5) 区間・距離 9区間 30.2km

第1区 (2.8km) 中学生 (女子)	第6区 (3.6km) 一般 (女子)
第2区 (4.8km) ジュニア (男子)	第7区 (4.4km) ジュニア (女子)
第3区 (1.3km) 小学生 (男子)	第8区 (4.4km) 40歳以上 (不問)
第4区 (2.8km) 中学生 (男子)	第9区 (5.0km) 一般 (男子)
第5区 (1.1km) 小学生 (女子)	

(6) チーム編成 (市の部、町村の部とも)

各市町村1チーム (監督1名、コーチ1名、選手9名、補欠9名の計20名以内)

(7) 表彰

市・町村対抗の2部制とし優勝旗・優勝杯・賞状・メダル・愛知県知事賞・市長会会長賞、町村会会長賞 (上位3位まで) が授与される。

なお、市の部、町村の部とも10位までが表彰される。

また、区間優勝者には区間賞が授与される。(市・町村の部とも)

小学生男女のみ8位まで表彰される。(市・町村の部とも)

前年度大会よりも順位が上がったチームに対し敢闘賞が授与し、このうち、上がった順位数が多い上位3チームにはモリコロ賞が授与される。

2 豊山町代表選手

区分			氏名	所属
1区	(2.8 km)	中学生 (女子)	高藤 風羽香	豊山中学校
			河村 紗衣	豊山中学校
2区	(4.8 km)	ジュニア (男子)	後藤 優心	名古屋大谷高校
			林 祐太朗	小牧高校
3区	(1.3 km)	小学生 (男子)	岩男 咲飛	志水小学校
			河野 裕希	志水小学校
4区	(2.8 km)	中学生 (男子)	林 健斗	豊山中学校
			関根 望蒼	金沢学院大学附属中学校
5区	(1.1 km)	小学生 (女子)	高藤 桃香	豊山小学校
			杉本 陽菜	豊山小学校
6区	(3.6 km)	一般 (女子)	上野 寧々	名城大学
			佐藤 菜月	こころエール保育園
7区	(4.4 km)	ジュニア (女子)	関根 りりこ	愛知県立愛知商業高校
8区	(4.4 km)	40歳以上	瀬古 哲生	三菱重工 (株)
			深津 聡	三菱重工 (株)
9区	(5.0 km)	一般 (男子)	古市 祐也	豊山町役場
			鈴木 祐介	セントラルヘリコプターサービス(株)

監督	坪井 純一
コーチ	安藤 啓二
	高藤 智

3 これまでの準備状況

5月25日(木)、8月21日(月)、10月12日(木)

チーム強化会議(選手候補者の決定方法、代表選手の決定など)

7月30日(日)、8月6日(日)、8月12日(土)

選手候補者記録会(3回開催) ※豊山グラウンド

9月4日(月)～ 愛知駅伝練習会 週2回 ※豊山グラウンド他

10月9日(月) 代表選手選考記録会 ※小牧市民四季の森

10月28日(土) 選手団会議(チーム・選手顔合わせ)

4 今後の予定

11月12日(日)、11月18日(土) 現地地下見会

11月27日(月) 第4回チーム強化会議(正・副代表選手の決定)

12月 2日(土) 第16回愛知駅伝(愛・地球博記念公園)

5 周知方法

生涯学習情報誌「生きがいタウン」、ポスター(町内各所)、町ホームページ、SNSの発信など

報告第5号

令和5年度少年野球教室の開催について

令和5年度の少年野球教室について、下記のとおり実施するので報告します。

記

1 目的

将来を担う子どもたちの未来の夢の応援と地域スポーツの振興を目的に、中日ドラゴンズで活躍した元プロ野球選手らを講師に招き、子どもたちに直接、プロ野球で培った高い技術指導を行う。

2 日時・場所

令和5年12月3日（日） 午前9時00分から正午まで
豊山グラウンド（雨天の場合 社会教育センターアリーナ）

3 対象者・参加費

豊山町在住の小・中学生
無料

4 講師

中日ドラゴンズ現役・OB選手 計3名（予定）

5 申込み

豊山中学校野球部員、豊山町野球スポーツ少年団員、豊山フェニックス少年野球クラブ員は、それぞれの指導者へ、その他の小・中学生は教育委員会事務局生涯学習課で受付を行う。

6 後援

株式会社中日新聞社（中日新聞豊場専売所・中日新聞豊山北専売所）

7 周知方法

広報とよやま11月号、生涯学習情報誌「生きがいタウン」、町ホームページなど